

令和 年 月 日

福井県知事 様

## 福井県私立高校生等奨学給付金受給申請書

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。  
 この申請書に虚偽の記載があった場合は、福井県の求めに従いその全額を即時返還します。  
 私は福井県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。  
 この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

福井県私立高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所 (保護者等の住所)	〒  携帯電話番号 固定電話番号	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等氏名)	
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・ 本人・その他（ ）		

## 【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年 月 日	
氏名				年	月
在学する学校	学校の名称	私立			
		学校設置者の名称			
		学校の種類・課程・学科：			
学校の所在地	都道 府県	市区 町村			
入学年月	年 月 第	学年入学	□ 通信制	・ □ 専攻科	・ □ 通信制及び専攻科以外
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科

## 【扶養親族等の状況について】

(7月1日現在の15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子について記入してください。扶養していない子については記入不要です。)

扶養親族等の状況	続柄	氏 名	生年月日 年齢（基準日現在）	職業・学校名学年等	備考
			年 月 日生 (満 歳)		

## 【生活保護費の受給に関する申立】（以下のいずれかに丸を付けて署名押印をしてください。）

私の世帯は、基準日現在（令和5年7月1日）、生活保護法の規定による生業扶助を

受給していません・受給しています

なお、私の属する世帯の生活保護法の規定による生業扶助の受給について、私の居住地を所管する福祉事務所等に確認していただいても差し支えありません。

申請者氏名  
(保護者等氏名)

【保護者等の収入の状況について】（該当するものを選択してください。）

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/> 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
---

(2) 次の者の個人番号カードの写しまたは課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合	
		親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)	
②	<input type="checkbox"/>	□ ア	親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
		□ イ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
		④ 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。） 主たる生計維持者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合	
		□ ア	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等	

個人番号カードの写し等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

上記保護者等の1月1日現在の市区町村までの住所

（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

都道 府県	市区 町村	都道 府県	市区 町村
□日本国内に住所を有していない。			

※収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

※（2）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/> ○私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。
--

【同意事項】

本申請にあたり、以下の項目について同意します。

- 福井県私立高校生等奨学給付金受給申請の審査に際し、対象となる高校生等が在籍する高等学校等および当該高等学校等の所在地の都道府県知事に高等学校就学支援金受給資格認定状況を確認すること。
- 福井県私立高校生等奨学給付金受給申請の審査に際し、対象となる高校生等が在籍する高等学校等および当該高等学校等の所在地の都道府県知事に高等学校就学支援金受給資格認定申請のために提出した生活保護受給証明書または課税証明書等を確認すること。

申請者氏名  
(保護者等氏名)

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により  
親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと  
された未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写しまたは課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（個人番号カードの写しまたは課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

### 留意事項

- 1 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2 児童養護施設等に入所している方および里親に養育されている方で、奨学給付金と同じ対象経費に対して措置費が支給されている場合は奨学給付金は支給されません。
- 3 福井県以外の都道府県から奨学給付金を受給する場合は、福井県から奨学給付金は支給されません。
- 4 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 5 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。